

改正案

現行

<p>届出を要する場合</p>	<p>届出期限</p>	<p>届出事項</p>	<p>届出を要する場合</p>	<p>届出期限</p>	<p>届出事項</p>
<p>（定義）                  第一条（略）                  2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                  一〜七（略）                  八 「ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物」とは、別に告示する原子力発電工作物であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものをいう。                  九 「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物」とは、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物であつて、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものをいう。                  （公害防止等に関する届出）                  第四条 原子力発電工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。</p>			<p>（定義）                  第一条（略）                  2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                  一〜七（略）                  （新設）                  （新設）                  （新設）                  （公害防止等に関する届出）                  第四条 原子力発電工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。</p>		

一〇十七 (略)	(削る)	十八 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号若しくは第七号の原子力発電工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者
(略)	(削る)	(略)
(略)	(削る)	(略)

一〇十七 (略)	十八 現に設置している又は予備として有している別に告示する原子力発電工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合(直ちに、当該原子力発電工作物を廃止し、第二十一号の届出をする場合を除く。)	十九 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第六号、第七号若しくは第十八号の原子力発電工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の原子力発電工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを
(略)	判明した後遅滞なく	(略)
(略)	当該原子力発電工作物を設置している又は予備として有している者の氏名又は名称及び住所若しくは法人にあつては代表者の氏名、当該原子力発電工作物を設置している又は予備として保管している工場若しくは事業場の名称及び所在地並びに当該原子力発電工作物の種類、定格、製造者名、型式、設置又は予備の別、製造年月及び設置年月	(略)

<p>の氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があつた場合</p>	<p>十九 （略）</p>	<p>二十 （略）</p>	<p>二十一 （略）</p>	<p>（削る）</p>
		<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（削る）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（削る）</p>
<p>設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地（第十八号の原子力発電工作物を設置している又は予備として有している者にあつては代表者の氏名を除く。）又は第十八号の原子力発電工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合</p>	<p>二十 （略）</p>	<p>二十の二 （略）</p>	<p>二十の三 （略）</p>	<p>二十一 別に告示する原子力発電工作物であつてポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合</p>
		<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>廃止の後遅滞なく</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>当該原子力発電工作物を廃止した者の氏名又は名称及び住所、当該原子力発電工作物が設置されていた又は予備として保管していた工場若しくは事業場の名称及び所在地、</p>

(削る)	二十二・二十三 (略)	(略)	(略)
	二十四～二十六 (略)	(略)	(略)

(ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物に関する届出)

第四条の二 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として有している者(以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等」という。 )は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。

届出を要する場合	様式番号	届出期限
一 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として	様式第三	判明した後遅滞な

二十七 原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合	二十二・二十三 (略)	(略)	当該原子力発電工作物の種類、定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月及び廃止年月並びに廃止の理由及び内容
	二十四～二十六 (略)	(略)	

(新設)

<p>有していることが新たに判明した場合（直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。）</p>		<p>く</p>
<p>二 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等の氏名若しくは住所（法人にあつては当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地）に変更があつた場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合</p>	<p>様式第四</p>	<p>変更の後 遅滞なく</p>
<p>三 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を廃止した場合</p>	<p>様式第五</p>	<p>廃止の後 遅滞なく</p>
<p>四 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合</p>	<p>様式第六</p>	<p>事故の発生後可能な限り速やかに</p>

2 | 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設置している又は予備として有している者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物について、毎年度の管理の状況（以下この条において「管理状況」という。）を翌年度の六月三

（新設）

十日までに、様式第七により、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。また、直前に届け出た管理状況に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を廃止する予定の年月を変更する場合には、遅滞なく、変更後の管理状況を原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。

#### 附 則

- 1 この命令は、平成二十八年九月二十四日から施行する。
- 2 この命令の施行の際現にこの命令による改正前の原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号又は第十九号の規定によりされている届出（ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物に係る届出に限る。）は、改正後の原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定による届出とみなす。